

## 「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

松川 充 康

スハルト政権崩壊後のインドネシアでは、司法制度改革が推し進められているが、中でも裁判官の汚職撲滅や能力向上は、深刻な課題として指摘されてきた。たとえば、ジャカルタ・ジャパン・クラブ「黄金の5年間に向けてービジネス環境の改善に向けた日本企業の提言ー」（2010年1月11日）<sup>1</sup>においても、インドネシアの主要課題として、「・・・2つのL、すなわち、法的不透明性（"Legal Uncertainty"）と、インフラの欠如（"Lack of Infrastructure"）」が掲げられ、前者に関する具体的提言の第1番目として、「法的透明性の向上：法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」との要望がなされている。

一方、インドネシアの裁判官が具体的にどういう課題を抱えているにつき、十分な調査がなされてきたとは言いがたく、裁判官の能力が端的にあらわれやすい判決書についても、同様であった<sup>2</sup>。

そこで、インドネシア司法の抱える課題を、判決書という切り口から掘り下げるべく、インドネシア法研究の第一人者である島田弦准教授（名古屋大学）に本件調査を委託した。島田准教授は、当部の有するインドネシア最高裁の人的ネットワークも利用しつつ、インドネシア民事一審判決書の収集・翻訳・分析を進められたが、その専門性・語学力があればこそ可能な調査であったといえる。

本件調査報告書には、仮名処理をした判決書の日本語訳も添付されているが、これ自体大変貴重なインドネシア法の資料である。判決書には、判決書起案そのものに関する特質や課題に限らず、実体法・手続法・それらの運用・解釈などに関する特質や課題も表れる。本報告書自体が有益であることはいうまでもないが、これをきっかけとして、日本におけるインドネシア法研究が広がり、深まりを増していくことも大いに期待される。

---

<sup>1</sup> <http://www.jjc.or.id/picture/iken20100122JPN.pdf>

<sup>2</sup> 知的財産事件の判決については、早稲田大学知的財産法制研究センターが収集・英訳の上、データベース化し、ウェブサイトにて公開している。

[http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/db/search\\_form.php](http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/db/search_form.php)